

須崎市こども誰でも通園制度のご案内

須崎市では令和8年4月から「こども誰でも通園制度」が始まります。保育園等に通っていない生後6か月から3歳の誕生日の前々日までの児童が親の就労要件にかかわらず保育園に月10時間まで通園できる制度になります。

同年代のこども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで、社会性がはぐくまれこどもの健やかな成長を促します。また、子育てに関して保育士からアドバイスをもらうことにより、子育てのヒントを得ることができます。



対象児童

- ・須崎市に住所があること
- ・保育園等※1に通っていない生後6か月から3歳のお誕生日の前々日までの児童

実施施設

須崎保育園（余裕活用型乳児等通園支援事業）

※余裕活用型とは利用定員に達しない保育施設が定員の範囲内で受け入れる方法です。

利用する児童にとっては在園児との関わりが多い点が特徴になります。

利用時間

児童1人につき月10時間が上限になります。1時間単位で利用ができます。

利用料金 ※須崎保育園の場合

原則1時間300円

※給食費（1食150円）、おやつ代（50円）が必要になる場合があります。

※生活保護世帯、住民税非課税世帯、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯、要支援家庭は申請後、須崎市が認めた場合、利用料が減額されます。

利用曜日 ※須崎保育園の場合

月曜日～金曜日 8:00～16:00（年末年始を除く）

利用の手続き

（1）利用申請

須崎市役所子ども・子育て支援課へ申請します。

審査後、乳児等支援給付認定証・時間管理チケットを送付します。

（2）事前面談

須崎保育園にて、対象のお子さまと一緒に面談します。

面談時には、アレルギーや発育状況、障害手帳の有無などこどもの安全確保に関する情報を伝えていただきます。

安全に受け入れることが困難な場合、ご利用いただけないこともありますのでご了承ください。

(3) 利用予約

須崎保育園に連絡し、直接お申し込みください。

状況によっては、希望する日に利用できない場合もありますのでご了承ください。

(4) 利用開始

利用日当日は須崎保育園において、利用時間数に応じた利用料を支払い、時間管理チケットをお渡しください。

注意事項

- お子さまの体調不良等ご利用の中止や変更の際は必ず須崎保育園へご連絡ください。
- 無断キャンセルの場合は以下の取り扱いとなります
 - ①後日、利用予定時間に応じた利用料を須崎保育園へ支払います。
 - ②予約時間数は利用したものとみなします。後日、予約時間分の時間管理チケットを須崎保育園へ提出します。
- 里帰り等で須崎市以外の市区町村の誰でも通園制度を使う場合（広域利用する場合）は事前に須崎市まで連絡をください。
- 保護者の都合（冠婚葬祭への参列、通院、リフレッシュ目的など）でお子さまの預かりを希望する場合は「一時預かり事業」をご利用ください。

※1 保育園等とは…

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）、企業主導型保育事業を指します

※一時預かり事業、認可外保育施設を利用されている場合でも、こども誰でも通園制度を利用できます。

お問い合わせ・申請窓口

～制度について・利用について～

須崎市役所 子ども・子育て支援課 幼保支援係

電話番号：0889-42-1229

利用の予約 ※利用決定通知書の受け取り後をお願いします。

須崎保育園（須崎市東糺町 2-28）

電話番号：0889-40-3930

不明な点がありましたら
お気軽にお問合せください。

